

## みよし大崎ジュニアハンドボールチームサポーターズクラブ設置要綱

### (設置)

第1条 みよし大崎ジュニアハンドボールチーム（以下「ジュニアチーム」という。）の活動を支援するため、ジュニアチームサポーターズクラブ（以下「サポーターズクラブ」という。）を設置する。

### (登録)

第2条 サポーターズクラブに登録しようとする者は、みよし大崎ジュニアハンドボールチームサポーターズクラブ登録申請書(様式第1号)により、町長に登録を申請するものとする。

2 サポーターズクラブ事務局（以下「事務局」という。）は、申請者をサポーターズクラブ名簿（以下「名簿」という。）に登録し、名簿に登録されたサポーター（以下「会員」という。）は、無償で活動に協力するものとする。

3 会員の登録期間は登録された年度の末日までの1年とし、会員の申し出により延長できるものとする。

### (活動内容)

第3条 名簿に登録された会員の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日のジュニアチーム活動における指導者の補助
- (2) 前号における練習試合等の審判員及び記録
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ジュニアチーム活動に必要なこと。

### (事務局)

第4条 事務局は、文化・スポーツ推進課に設置する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。